

平成19年4月1日

歯科医院のホームページ作成にあたっての留意点

弁護士 三谷 淳

1 医療法と広告規制に関して

- (1) 4月1日施行の医療法および施行規則の改正により、規制の範囲が広がる
虚偽広告、比較広告、誇大広告の禁止の他、公序良俗に反する内容の広告、客観的な事実であると証明できない内容の広告の禁止が新設される
たとえば、
絶対安全な手術です 医学上あり得ず虚偽
比較的安全な手術です 客観的な事実と証明できない
患者の体験談 客観的な事実ではない
著名人も当院で治療を受けました 優良誤認 比較広告？
 の治療では、日本有数の実績を有する病院です 比較広告
県内一の医師数を誇ります 最高の医療を広く国民に提供 比較広告
理想的な医療環境です 理想は客観的な証明ができない表現
- (2) ホームページやパンフレット(しおり)は、広告にあたらぬ
ホームページは、院内に設置するパンフレットと同じ扱い。
厚生労働省のガイドラインによる解釈であるが、今後解釈の変更の可能性がある、注意は必要
- (3) ガイドラインによる規制との関係
広告規制にはかからなくても、自治体や歯科医師会が作成するガイドラインによる規制の可能性はある。
拘束力はなく、罰則もないが注意が必要。
- (4) 都道府県による「医療機能に関する情報」の公開について
本日改正の医療法により、一定の医療機能に関する情報を都道府県に報告することが義務づけられる。
今後は、都道府県は、集めた情報をホームページ等で公開し、患者がこれを見て他と比較する。
ある意味お墨付き情報になるため、そのことを意識して回答してもらいたい。

2 著作権法との関係

(1) 著作物をホームページに掲載することは、著作権上の複製権を侵害する

文章の他、写真（画像）、イラスト、地図にも、著作権がある

・地図

著作権法10条1項6号で著作物と認められる。

・新聞、雑誌記事

事実の伝達にすぎない報道は著作物ではない。

ただし、記事には、意見や評価など主観が含まれている。

複数の記事を元に、事実と自らの意見を述べることは自由。

（もっとも、新聞社は、全ての記事につき転載料をとっている。）

・アイコン等

著作物ではないが、商標や、意匠登録されている可能性もあり、また不正競争防止法に触れる可能性がある。

(2) 著作権者の許諾があれば問題ないが、包括的な同意がある場合も良いであろう

(3) 引用についての誤解 出典を明記すれば良いわけではない

（著作権法32条）

出典を明らかにすればよいだけでなく、法律の要件を全て満たすことが必要

公正な慣行に合致するもので、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内であること（32条1項）

引用する部分を「 」などで、明確に区別すること

引用する部分が従で、自分の著述部分が主であること

出所、著作者名を明記すること（48条1項2項）

商用上のホームページのほとんどでは、 を満たさないため、難しい。

引用の要件を欠くと、複製や翻案となり、著作権侵害となる。

(4) リンクについて

リンクを張ることは、複製のようにも思えるが、他のホームページを第三者に紹介し、かつそのホームページへの接続を容易にするだけの行為で、著作権侵害にはあたらない。

（あとは、インターネット上のエチケット＝ネチケットの問題）

(5) 2つの視点

どこまでが法律上許されるかという視点と、クレームが付いたときにどのようなリスクがあるかという視点の2通りで考えることが必要

3 個人情報保護法との観点

ホームページ上で症例等を紹介する場合。

- (1) 個人の特定がされなければ原則 OK
- (2) 肖像権との関係も要注意
- (3) 患者による同意の要否

4 三谷総合法律事務所のご紹介

- ・ 医療の分野に興味を持ったわけ
 - ・ 三谷総合法律事務所のリーガルサービス
 - ・ 紛争になったときにどうするか？ その対応方法
 - ・ 紛争の予防が何より大切
- (個人情報の取得と同意、個人情報の取り扱い、開示請求に対する対処、スタッフの教育、手術の際の説明義務、手術に対する同意の取得)
- ・ どんな小さなことでも、気軽に相談できる顧問弁護士制度

www.mitani-law.com

三谷総合法律事務所

〒231-0005

横浜市中区本町2丁目15番地

横浜大同生命ビル2階

電話 045-309-5010

FAX 045-309-5005

E-mail mitani@mitani-law.com

URL www.mitani-law.com